

令和6年度 第2回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開催日時	令和6年7月19日（金）午後2時00分～午後3時21分
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会長	井元委員
出席者	<p>【協議会委員】 井元委員、本多委員、中島委員、末藤委員、河相委員、佐田委員、信垣委員、山田委員、池田委員</p> <p>【事務局（市職員）】 〈福祉部〉森岡部長 （福祉総合相談課）澤田課長、杉林主幹兼相談3グループ長、萩原 （福祉指導監査課）石井課長 〈健康医療部〉 （長寿介護課）西浦課長代理</p> <p>【地域包括支援センター】 馬場（清溪・忍頂寺・山手台）、中澤（天兆園）、山本（常清の里）、森山（太田・西河原）、藤井（三島・庄栄）、田村（東・白川）、岡田（春日・郡・畑田）、藤岡（沢池・西）、島田（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、西谷（大池・中津）、野田（天王・東奈良）、橋本（玉櫛・水尾）、内海（玉島・葦原）</p>
欠席者	富永委員、加藤委員、大北委員

<p style="text-align: center;">議 題</p>	<p>(1) 報告案件</p> <p>案件 1 地域包括支援センターの収支決算・予算について (内容) 令和5年度決算及び令和6年度予算報告 【資料 1】</p> <p>案件 2 地域包括支援センターの活動状況について (内容) 令和5年度の活動状況 【資料 2】</p> <p>案件 3 令和5年度地域包括支援センター業務評価について 【資料 3】</p> <p>案件 4 地域包括支援センターの事業報告・計画について (内容) 令和5年度事業報告・令和6年度事業計画 【資料 4】</p> <p>案件 5 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令改正に伴う条例改正について 【資料 5】</p> <p>案件 6 総合相談の一部委託について 【資料 6】</p> <p>(2) その他の案件</p> <p>①地域密着型サービス事業所の整備について (内容) 地域密着型サービス事業所の整備状況に関する報告及び令和6年度の地域密着型サービス事業の募集予定について 【資料 7】</p> <p>②今後の予定・連絡事項等</p> <p>(3) 閉会</p>
<p style="text-align: center;">資 料</p>	<p>配席表 正誤表 委員からの事前質問・提案への回答 令和6年度第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第</p> <p>資料 1 地域包括支援センターの収支決算・予算について</p> <p>資料 2 令和5年度地域包括支援センターの活動状況について</p> <p>資料 3 令和5年度 地域包括支援センター業務評価表について</p> <p>資料 4 地域包括支援センターの事業報告・計画について</p> <p>資料 5 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令改正に伴う条例改正について</p> <p>資料 6 総合相談の一部委託について</p> <p>資料 7 地域密着型サービスの整備状況について</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（萩原）	<p>定刻となりましたので、本日の協議会開催につきまして1点、ご説明とご協力をお願いがございます。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症は再び増加傾向にございます。今回急増している型は特に感染力が強いとのことで、本日ご出席の皆様にはご高齢の方々と直接接するお仕事をしておられる方も多くいらっしゃいますため、本日の協議会ご出席の皆様方には、消毒や咳エチケットに併せまして、水分補給の際を除いて常にマスクをご着用いただきますよう、できる限りご協力お願いいたします。</p> <p>それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、本日配付の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>一番上から、配席表、委員からの事前質問・提案への回答、それから協議会委員にのみお渡ししております資料としまして差し替え資料、これは資料1、3、7に訂正がございましたので、差し替え分としてお渡ししております。その次に、委員には事前にお送りしておりますが、その他の方々には本日の会議資料、まず会議次第から資料1、2、3、4、5、6、7となっております。以上、資料の不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、本協議会設置規則第6条第1項の規定に基づき、井元会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
井元会長	<p>本日は大変暑い中、本協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この4月より、介護報酬の改定をはじめ、様々な制度改定がなされております。その関係での案件も、本日の後半のほうにございます。</p> <p>今回の改定におきまして、特に地域包括ケアシステムにつきましては、深化・推進ということが掲げられております。その最前線におられるのは、そちらのほうに座っておられます地域包括支援センターの皆様方で、いつも頭が下がる思いでございますが、我々委員も気を引き締めて取り組んでまいりたいと存じますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>ただいまより、令和6年度第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会</p>

事務局（萩原）	<p>を開催いたします。まず初めに、本日の委員の出席状況について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>はい。本日は、運営協議会委員12人中9人の出席をいただいております。欠席委員は、富永委員、加藤委員、大北委員の3人でございます。半数以上の出席でありますので、本協議会設置規則第6条第2項により会議は成立しております。また、本日は、傍聴の方は5名いらっしゃいます。</p>
井元会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、各委員の皆様からいただいた事前質問については、逐次事務局からの説明に含めて回答する予定といたしております。</p> <p>それでは、会議次第1の（1）報告案件の1「地域包括支援センターの収支決算・予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>はい。福祉総合相談課相談3グループ長の杉林と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、令和5年度の各地域包括支援センターの収支決算及び令和6年度予算についてご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>まず1枚目、資料1-1です。こちらは令和5年度の各地域包括支援センターの決算報告でございます。</p> <p>収入に関しまして、1行目の人件費は、社会福祉士等法定の専門職の人件費。2行目の事務職・事務費等は、介護支援専門員及び事務職員の人件費を含む事務費。この2項目は、市からの委託費でございます。</p> <p>次の、介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費は、ケアプランの作成件数に応じて得られる介護報酬でございます。</p> <p>収入総額の次でございます市戻入額につきましては、委託契約上配置することになっている職員を配置できていない期間があった場合や、地域ケア会議の開催回数が足りなかった場合に、その期間や回数に応じて市への戻入を求めているものでございます。5年度につきましては、地域ケア会議に係る戻入はございませんでした。</p> <p>なお、⑩大池・中津につきましては、他のセンターより事務費等の委託費が多くなっておりますが、これは共同事務費といいまして、複数のセンターが共同で開催する会議等に係る会場使用料や講師謝礼、その他に使用するためのもので、これを年度ごとに持ち回りで管理しておりますが、その共同事務費が委託料に上乘せしてあるものであり、また、そのうち執行しなかった</p>

残額が、市の戻入額となっております。

次に2枚目、1-2でございます。こちらは令和6年度の予算をお示ししております。人口規模に応じて必要となる専門職の人件費と、おおむね一律の事務費を委託費収入としております。

①清溪・忍頂寺・山手台と②の天兆園につきましては、事務職員兼介護支援専門員が兼務しているため、その部分を減額した上で、①清溪・忍頂寺・山手台につきましては、今年度の共同事務費担当ということで、50万円を加算しております。

説明は以上でございますが、加藤委員から事前にご質問を頂戴しております。「事前質問・提案への回答」の1ページ、加藤委員の第1問目でございます。読み上げさせていただきます。

「法人別に見ると、秀幸福社会は、3センター合計600万円台の赤字となっていることが分かります。地域包括支援センターの安定運営のため、これらの法人はどのように運営改善を行っていくのか、運営に当たっての課題は何なのか。また、茨木市としてどのように支援していくのかご教示ください。

さらに、市戻入額の表示があることから、今般の人員確保が難しくなっている外部要因があると推察します。専門職、介護人材の雇用環境改善を支援すべく、賃金の改善など、茨木市独自に取組を実施・検討していることがあればご教示ください。

茨木市独自にと書いたのは、他市がよりよい独自施策を行って環境改善に取り組んでいけば、必然的に人材が茨木市から他市に流れ得ることを懸念しています。」とのご質問でございます。

回答といたしまして、秀幸福社会の決算状況につきましては、法人が独自で基準を上回る人数の職員を配置していたため、支出が多くなったということが大きな要因と考えております。センターによって、退職者の引継ぎ期間を数か月単位で取る、または基準以上の人数を常時配置する等、独自の配置に対する人件費は法人の持ち出しとなりますが、当該センター職員の負担は軽減されていると聞いております。

なお、このような独自配置に対して委託料で手当とするなどの対応については、市としては考えておりません。現時点では、市として雇用環境改善に関する取組として、今後の物価や人件費の高騰を勘案した上で、賃金改善を条件とした委託料の増額といったことを検討していく必要があると考えて

井元会長	<p>おります。</p> <p>ご質問への回答と、資料1に関する説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問の場合は挙手を願います。マイクをお持ちいたしますので、その後マイクを持って発言願います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問がないようですので、この案件については以上といたします。</p> <p>次に、報告案件の2、「地域包括支援センターの活動状況について」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>それでは、令和5年度の各地域包括支援センターの活動状況についてご説明いたします。お手元の資料は、資料2でございます。</p> <p>まず、1ページと2ページでございます。こちらは各エリアの人口、高齢者数等でございます。市内全域の傾向といたしまして、人口及び高齢者人口は僅かに増えておりますが、後期高齢者に限りますと、前年に比べ5%近く増加しており、それに伴い、要支援や要介護の認定者数も同様に増えております。</p> <p>なお、2ページの一番左、圏域を書いてある列でございますけれども、上から北、東の次に、もう一度東ということになっております。これは正しくは西でございました。信垣委員からご指摘をいただき、ここで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。</p> <p>次に3ページ目でございます。こちらは一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、医療機関等の数でございます。こちらでも、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることが示されています。</p> <p>4ページ目は、保健師等の3職種の高齢者人口に応じたセンターごとの規定数と、実際の配置数でございます。市全体では14か所で、3職種の規定数は43人となっております。また、本市では、3職種の他に介護支援専門員兼事務職を、各センターに1人配置しております。なお、条例及び要綱により定めた必要数は、一番下の部分にお示ししておるところです。</p> <p>続きまして、5ページと6ページですが、これはどこからの相談にどのくらい対応したか、相談相手別に記載しております。センターにより増減はあるものの、市内全体の件数で見ますと、やや増加しております。本人、家族、</p>

近隣住民など、一般住民からの相談がケアマネジャーや介護サービス事業所など、各関係機関からの相談と、割合としては従来どおり、おおむね半数ずつとなっており、全体として相談者の傾向に大きな変化はないようです。

7ページと8ページは、どのような相談に対応したか、相談内容別に記載しております。

7ページの総合相談支援業務の相談内容としましては、介護に関すること、生活上の相談、医療・保健相談の順に多くなっております。

8ページの権利擁護業務について、大半を占めております高齢者虐待が、件数では4年度から4割増となっておりますが、実人数としては87人と、1割ほどの増加でございました。1件当たりの相談回数が大幅に増えたものと考えております。

成年後見制度や消費者被害に関する相談は、今回減少しております。特に障害者被害に関する相談は大幅に減少しておりますが、これは令和4年度に一部のセンターで飛び抜けて多かったものが例年並みに戻ったものであり、全体としては令和3年度、これは令和3年度は21件ですね、の実績と比べて多少増加しているといったところでございます。

次は9ページ目でございます。こちらは包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の件数を記載しております。

関係機関との関係づくりにつきましては、定例会議へは例年どおり出席するとともに、通いの場を新たにつくるお手伝いをするなど、住民活動へも積極的に関与しております。ケアマネジャー等へのサポートにつきましては、5年度も交流会や研修会を開催しましたほか、支援困難ケースの対応や地域ケア会議の機会を通じてバックアップに努めております。

10ページ目には、地域ケア会議の開催状況を掲載しております。各センターが最低3回以上、標準的には6回開催することとなっております。5年度は全てのセンターが6回以上開催し、全体としましては88回の開催となっております。自立支援型地域ケア会議では、ケアマネジャーから事例の提供を受けるなどして、支援を要する高齢者の日常生活上の問題の解決や自立を促すことや、QOL、生活の質の向上を目指して、また複合課題事例等地域ケア会議では、様々な要因の絡み合った事例に関して、いずれも様々な職種が、それぞれの専門的視点から個別事例を検討しました。

さらに、地域課題型といたしまして、個別の課題から浮かび上がってくる地域共通課題の解決を目指す会議の開催も増加しております。地域ケア会議

全体を通じて、地域の多種多様な機関とのネットワークが構築されております。

次に、11ページと12ページでございます。上の段が総合事業、下の段が介護予防支援におけるプラン作成件数を記載しております。

そのうち11ページは地域包括支援センターが直接作成したもの、12ページは委託された居宅介護支援事業所が作成した件数を記載しております。

包括職員が担当できる件数には上限を設けており、全体として、包括作成件数よりも委託事業所による作成件数が多くなってはおりますが、全国的なケアマネジャー不足から、現状では委託を引き受けてくれる事業所が見つかりづらい状況であることが問題となっております。

包括作成と委託作成の違いといたしましては、ケアマネジメントの実施主体が異なります。ただし、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託してケアマネジメントを実施する場合であっても、最終責任主体である地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所によりケアプラン等が適切に作成されているかを確認しております。

13ページと14ページでございます。こちらは、要支援者や総合事業対象者が要介護認定となった際に、どこの居宅介護支援事業者につないだのかを記載しております。件数を太枠で囲っておりますのが、包括を運営する法人内で引き継いだものとなります。事業所の選定に当たっては、偏りが出ないように留意しております。

資料2の説明は以上となりますが、これに関しまして、加藤委員、河相委員から事前にご質問を頂戴しております。

まず、「事前質問・提案への回答」の2ページ、加藤委員の第2問目でございます。こちら、資料の14ページについてです。読み上げさせていただきます。

「市外の居宅介護支援事業所につないだ件数は約4%（683分の26）となっております。茨木市内にこれだけの居宅介護支援事業所があるにもかかわらず、市外事業所につなぐことになった理由は何でしょうか。

また、要介護認定を受けている方全体のうち、市外の居宅介護支援事業所を利用している割合はどの程度で、市外の事業所を使うケースに偏りがあればご教示ください。」とのご質問でございます。

回答といたしまして、本市に住民登録のある本市被保険者で要介護認定を受けている居宅サービス利用者のうち、市内の居宅介護支援事業所を利用し

ている人の割合は、令和6年3月31日時点でおおよそ12.5%です。要支援、要介護ともにケアプランの依頼先を見つけることが難しいこともあって、事業所が市内外いずれの所在であっても引受け可能な事業所に、順次依頼している状況です。

市外の居宅介護支援事業所につなぐ理由といたしましては、まず、地理的要因が挙げられます。他市との市境近辺にお住まいの方については、最寄りの居宅介護支援事業所が他市所在という場合もあることや、かかりつけ医や利用中のサービス事業所が他市所在であって、その関連事業所を、ご本人やご家族が希望されるという場合もあります。

その他には、住宅型有料老人ホームに入居された方で、その関連事業所と契約する場合、あるいは茨木市に住民登録を残したまま他市で介護保険サービスを利用されている場合もあります。

次に、「事前質問・提案への回答」の3ページ、河相委員の第1問目でございます。

「活動状況の数字を見るだけでも、多忙な業務、ありがとうございます。意見というよりは感想になりますが、最後に質問も少しさせていただきます。

相談件数に関して、地域住民のみならず多職種からの相談件数も多いなど実感しますが、センターが地域の中心機関として機能しており、連携も取れていると推測できました。

しかし、高齢化率、後期高齢化率、一人暮らし、高齢者世帯数も増加している中で、地域での他の業務もたくさん抱えられ、地域課題についての検討改善もしていかななくてはいけないと思いますが、資料4の事業報告の中に、1人に対する対応に時間を要するケース、支援回数の増回、対応期間の長期化といったことがありました。

この状況下での人員体制を見ると、不足しているセンター、規定より多く確保できているセンターも見られます。数字だけでは見えない包括支援センターそれぞれの抱えている大変さや課題（人員も含めた問題）もあるのではないかなと感じました。そのようなことについては、市と共有、協議ができていのでしょうか。また、そういったことについて何らかの検討をされているのでしょうか。もしかしたら資料5、6につながることもあるかもしれませんが、見えない部分について、何かあればお聞きしたいと思います。」

回答といたしましては、高齢化が進む中、地域包括支援センターの抱える

	<p>業務や課題も増えております。各法人それぞれ工夫し、運営いただいておりますが、人員不足に対応する方策の一つとして、委託料の増額には、様々な条件を検討する必要があると考えております。</p> <p>なお、地域包括支援センターとは年2回ほど、Z o o m等を活用しながら直接意見交換を行う場を設けておりますが、それに限らず、個々の相談ケースに対して共に検討する立場を取っており、何かあればその都度協力して対応に当たっておりますことから、問題点の共有・協議はできているものと考えております。</p> <p>ご質問への回答と資料2に関するご説明は、以上でございます。</p>
井元会長	<p>それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>特に河相委員は、今、回答が事務局よりございましたけれども、よろしかったでしょうか。何か追加でご意見やご質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。特によろしいですか。</p>
河相委員	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>包括支援センターさんは、また大変なことがたくさんあるんだろうなというふうに感じました。</p>
井元会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご意見やご質問、他の委員の方より何かございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、私から1点よろしいでしょうか。8ページの「評価」の欄で、権利擁護業務の中で虐待対応について書いておられる内容のところ</p> <p>です。</p> <p>虐待の通報について、警察からの通報が全体に占める割合が増加していると書かれていますが、このような傾向の背景とか、実態というのは、何か事務局としてつかんでおられましたらお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>例えば、ご近所からすごく物音がひどいと警察に通報されたケースが昨年度多かったのかとか、もしくはご家族やご本人がすぐに110通報されるという方が多かったのかとか、何かご存じでしたら教えていただけますよう、よろしく願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>はい、そうですね、警察とは常に連携を取っておりまして、些細なことでも漏らさないように情報が市に入ってくる形になっておるところです。</p>

井元会長	<p>特に最近多いのは、例えば夫婦間のいざこざとか、養護者でない親子関係のことであっても、高齢者が絡む場合は虐待に限らず全て警察から連絡が入ることになっておりますので、そういったことも含めまして、警察からの情報提供が増えているのではないかと考えておるところでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そういう意味では、警察との連携が進んできているというふうに捉えることもできるのかなと受け止めました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、他にご質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にないようでしたら、この案件については以上といたします。</p> <p>次に、報告案件の3「令和5年度地域包括支援センター業務評価について」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>はい、それでは令和5年度地域包括支援センター業務評価についてご説明いたします。お手元の資料は、資料3でございます。</p> <p>茨木市では、よりよい運営・活動に向けた取組を推進することを目的に、茨木市独自の評価項目により、地域包括支援センターの運営や活動について業務評価を実施しております。そして、その内容についてご意見、ご指摘等をいただくことで業務改善をするなど、今後のセンター運営に生かしていくことを目指しております。</p> <p>業務評価の手順でございますが、まず、地域包括支援センターは、地域包括支援センター業務評価表に沿って、全ての職員が全ての項目について自己評価を実施し、集約して市に提出いたします。</p> <p>次に、市は地域包括支援センターにヒアリングを実施し、提出された自己評価内容について点検・分析・市の評価を行います。そして、評価をまとめて地域包括支援センター運営協議会に報告し、自己評価、市の評価の結果について審議及び評価、改善策等の意見をいただきます。また、市は承認された評価結果を、市ホームページ等で市民に公表しております。</p> <p>業務評価の点数のつけ方でございますが、各項目を丸かバツで評価して、丸の数に応じて0点から3点の点数をつけます。この結果、105点満点中の合計点と、100点満点に換算した合計点を、3枚目の一番下段ですね、3枚目の4ページですね、の一番下の部分です。105点満点中の合計点と100点満点に換算した合計点を、3枚目の一番下段に記載しております。</p> <p>で、なお、令和4年度の108点満点から3点分が少なくなっておりますのは、介護予防手帳、はつらつパスポートの「みんなで連携編」を廃止した</p>

井元会長	<p>ことによるものでございます。</p> <p>評価の結果でございますが、100点満点に換算した合計点を見ますと、全ての地域包括支援センターにおいて90点以上であることや、ヒアリング等を踏まえますと、安定して適切なセンターの運営ができていると考えております。</p> <p>センターにより多少の点数の差が見られますが、あくまでセンターの主観による自己評価でございます。多少厳しめに自己評価しているなど感じられるところもでございますので、センター間の点数の差は、誤差の範囲と考えております。</p> <p>また、評価そのものよりも、このように自らの活動を振り返り評価する過程が重要であると考えておりますので、今後もさらによりよい運営を行っていただけるよう、共に取り組んでまいります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、特にご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>先ほど事務局のほうより、この結果そのものも大切ですが、振り返る過程が大事だというふうにおっしゃっておられましたので、誠にそのとおりだなと思っております。ありがとうございました。</p>
事務局（杉林）	<p>それでは次に、報告案件の4「地域包括支援センターの事業報告・計画について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、令和5年度事業報告、令和6年度事業計画についてご説明いたします。お手元の資料は資料4でございます。</p> <p>こちらの資料は、地域包括支援センターがそれぞれ作成いたしました、令和5年度の事業報告及び令和6年度の事業計画を記載しております。見開きが1センター分となっております。左のページが事業報告、右のページが事業計画でございます。</p> <p>後ほど各包括より説明いただきますけれども、まずここで河相委員、山田委員から事前にご意見、ご質問を頂戴しております。</p> <p>まず「事前質問・提案への回答」の3ページ、河相委員の第2問目でございます。読ませさせていただきます。</p>

「感想にはなりますが、令和4年度の運営協議会での運営方針の内容に関して、介護支援専門員等へのサポートの中に、カスタマーハラスメントに関する意見をいただき、盛り込んでいただきました。令和5年度の報告の中で、カスタマーハラスメントの研修開催をいただいているところもあり、社会問題としても取り上げられている中で、背景にある複合課題も含めた相談や貴重な人材を守るための取組として相談できるという安心感が持てることはありがたいと思いました」というご感想です。ご意見、ありがとうございました。

次に、「事前質問・提案への回答」の4ページ、山田委員のご質問でございます。こちらは、高齢者虐待についての意見及び要望でございます。読み上げさせていただきます。

「家庭内で介護者が長年の介護に疲れ果てたり、一生懸命なあまり追い詰められて虐待に至るケースが多々起こっていると、よく聞きます。このような場合、虐待をしている人もまた被害者と言えるのではないのでしょうか。

大事なこととして、このような高齢者とその家族を孤立させない。また、介護施設でも虐待発生のニュースを度々見ます。

高齢化率がますます進み、認知症の老人が増えてくると、深刻な社会問題となります。高齢者虐待は様々な要因が重なって発生するものと思います。」というご意見でございます。

市の回答といたしまして、家庭内で介護者が追い詰められて虐待に至る場合、虐待した側もまた被害者であるというのは、ご指摘のとおりと考えております。

高齢者虐待防止法では、虐待防止とともに介護する家族を支援するための法律でもあります。実際に虐待してしまった家族介護者も、虐待をしてはいけないということを理解されていても、介護負担のストレスによって虐待に及ぶことが少なくありません。

介護する家族が虐待を行わないためには、虐待防止の理解を深めることとともに、介護生活について気軽に相談できる相手がいること等の環境整備が重要であると考えております。

介護支援専門員等の、実際に家族介護者と接する職種の方々から家族からのSOSを受け取れるよう、事業所向けの研修を引き続き行ってまいります。

回答につきましては以上となります。

続きまして、本日は時間の都合上、市内5圏域からそれぞれ1か所の地域

<p>山本（常清の里）</p>	<p>包括支援センターから、事業報告と事業計画を発表させていただきます。</p> <p>北圏域からは、資料5ページの地域包括支援センター常清の里、東圏域からは、7ページの太田・西河原地域包括支援センター、西圏域からは、13ページの春日・郡・畑田地域包括支援センター、中央圏域からは、21ページの大池・中津地域包括支援センター、南圏域からは、25ページの玉櫛・水尾地域包括支援センターでございます。</p> <p>それでは、順に発表のほう、よろしく願いいたします。</p> <p>地域包括支援センター常清の里の山本です。資料は5ページ、6ページをご覧ください。着座にて失礼します。</p> <p>私のほうからは、4点ほどご報告をさせていただきます。</p> <p>当センターは、センター内での迅速な情報共有や連携を基本に、各種相談対応に当たっております。特に虐待ケースに関しましては、昨年度も十数件の虐待に関する通報を受け付けていますが、行政との迅速な情報共有や関係機関との連携を行い、虐待状態の終結に向けて対応をしております。</p> <p>今後も早期の相談や通報につなげるべく、昨年度は北圏域の合同で介護サービス事業所に対して研修会を実施しました。当エリアは、事業者数が他圏域に比べ多くありませんが、その分、密な連携につながっていると考えています。</p> <p>2つ目に、地域の一般高齢者に向けてフレイル予防に関するイベントを、これも北圏域合同で開催いたしました。状態が悪化してからではなく、元気なうちから介護予防を習慣化できることを目的に、体操や栄養、健康管理について、多くの方に啓発することができました。</p> <p>また、豊川小学校区では、豊川シニアディスコと題し、介護予防らしくない介護予防をテーマに関係機関と連携を行い、小学校区内外から50名以上の方に参加していただくことができました。</p> <p>ふだん介護予防に取り組まれている高齢者から、頑張っても褒めてもらえないと話をされることがあり、介護予防を頑張ったご褒美や、介護予防に取り組む目標の一つになればいいなと考えております。</p> <p>3つ目に、認知症サポーター養成講座です。昨年度は商業施設、大学、小学生に対して開催をしました。彩都西小学校区は、高齢者人口が約10%と茨木市内で一番低く、核家族化によって高齢者との関わりが少ない子供たちが多い特徴があります。そこで、彩都西小学校の放課後子供クラブでは、年2回定期的開催し、小学生や保護者に対して、年を取るということはどう</p>
-----------------	--

<p>森山（太田・西河原）</p>	<p>ということか、認知症とは何かをテーマに、小学生やその保護者にも高齢者の見守りの一翼を担ってもらえることを目標とした啓発活動を続けています。</p> <p>最後に、地域ケア会議です。地域課題共有型ケア会議では、介護サービス事業所からいただいた、サービス提供の際に車を止める場所がないという相談を地域の課題とし、介護サービス事業所や自治会、地域住民と一緒に検討を行いました。結果、自治会から介護・医療サービス事業所を対象に駐車場をお借りすることができ、運用が始まっております。サービス確保の一助になればいいなと思っております。</p> <p>事業所のつぶやきを地域課題として発信することで、地域に共通の課題として受けてもらうことができ、発展することができたケースと考えております。今後も、地域と事業所をつなぐことを目的に、地域ケア会議の開催を行ってまいります。</p> <p>以上です。</p> <p>太田・西河原地域包括支援センターの森山です。着座にて失礼いたします。お手元の資料は、7ページをご覧ください。</p> <p>太田・西河原地域包括支援センターは、令和3年4月に開設されて、4年目になります。令和5年の8月と令和6年2月には、太田・西河原レターという当包括オリジナルの広報紙を1,600部発行、自治会等へも配布して、包括の活動と役割を周知しました。</p> <p>各職員が定期的に自治会長や町会、民生委員を直接訪問して手渡しをすることで、地域と顔の見える関係づくりができました。医療機関、薬局、郵便局、警察、理髪店、コンビニ、スーパーなど、45か所も同様に訪問することで、周知活動を行いました。</p> <p>総合相談業務については、毎月約200から250件ほどの相談があります。家族からの相談が一番多いのですが、ケアマネ、医療機関などの他に、民生委員や地域住民からの相談も、安定していただけるようになりました。</p> <p>地域ケア会議は、年間6回開催することができました。自立支援型の地域ケア会議を開催して、高齢者の介護予防、セルフケアマネジメントを目的として、リハビリ専門職同行訪問事業、通所型サービスC、コミュニティデイなどを実際に活用して、介護保険サービスの卒業や自立を念頭に置いた支援ができました。今年度に入りまして、少人数ではありますが、実際に自立された方も確認できるようになっております。</p> <p>令和6年2月には、東圏域3包括合同で地域ケア会議を実施して、認知症</p>
-------------------	--

<p>岡田（春日・郡・畑田）</p>	<p>の周辺症状をテーマとした意見交換会を実施しました。認知症の高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らすために、民生委員など地域住民を含めた多職種がどのような連携や取組ができるかについて検討しました。結果、必要な資源や地域課題が明確となり、チームで動くという意識を高めることができました。</p> <p>独自の活動としては、80歳以上の高齢単身者及び高齢夫婦で介護認定を受けておられず、まだ包括との接点のない高齢者宅76名へアウトリーチ訪問も実施しました。地域包括支援センターの役割や連絡先、設置場所などを案内することで、そのときには相談がいただけなくても、数か月後に相談となるケースが数多く見られました。このような活動を継続することで、早期対応により、医療受診や介護保険のサービスにつなげる支援が円滑にできました。</p> <p>認知症についての取組としては、9月のアルツハイマー月間に認知症サポーター養成講座を、太田公民館分室にて開催しております。当包括が開設された令和3年から、毎年9月23日、秋分の日、祝日に定例で実施することで、去年は受講できなかったのと、1年遅れて受講していただける住民の方や、毎年新人の職員が受講に来られる事業所など、地域に定着した認知症サポーター養成講座の開催ができました。</p> <p>茨木市の地域住民を対象として実施しており、認知症の正しい知識を理解してもらい、認知症になっても住みやすい地域づくりを目指しております。</p> <p>太田・西河原地域包括支援センターの報告は以上です。</p> <p>春日・郡・畑田地域包括支援センターの岡田でございます。着座にて失礼いたします。</p> <p>資料は13、14ページをご覧ください。</p> <p>令和5年度の相談件数自体は、令和4年度と同数程度ありました。主な相談内容としまして、大きく2つあります。</p> <p>まず1つ目は、最近物忘れが気になるという認知症に関することです。北圏域の地域包括支援センターと協働で、商業施設職員対象に認知症サポーター養成講座を3回開催し、60名近くの方が受講されました。実際、売場で対応に苦慮されていることなどを共有することができました。</p> <p>また、民生委員の方々にご参加いただいた認知症徘徊模擬訓練も、1回実施しました。</p> <p>今後も、地域の方々に認知症に対する理解を深めていただく活動に取り組</p>
--------------------	--

みます。

2つ目は、コロナ禍で活動を制限された高齢者から、どこか運動できる場所はないかとお問合せをいただくことが多いと感じております。また、6回開催しました地域ケア会議のうち5回を、自立支援型地域ケア会議とし、コロナ禍をきっかけに地域活動が休止した、地域活動が再開されていても足が遠のいてしまっているなどの話題が上がることも多くありました。

今年度の取組としまして、5月より当センターの事務所がある建物内で、月1回にはなりますが、はつらつパスポートを活用しての運動教室を開催しています。運動する機会の提供だけでなく相談ができる場としての周知や、特殊詐欺被害防止などの様々な情報を発信できる機会になるとも思っています。

地域のケアマネジャーや住民に対する研修会にも力を入れており、西圏域地域包括支援センター合同で、ケアマネジャー対象の研修会を2回実施いたしました。また、地域住民にご参加いただき、特殊詐欺被害の現状及び対策についての研修会、成年後見制度についての研修会を開催しました。今年度も、研修会は継続して実施することが必要だと思っています。

次に、当センター独自の取組として、安心カードを作成し、配布をいたしました。

まず、安心カードとは、かかりつけ医療機関や既往歴、服薬状況、アレルギー、緊急連絡先等の必要最低限度の情報を記入したカードを冷蔵庫に貼っておくことで、救急搬送が必要になった際などに活用できるツールとなっております。

住民基本台帳上、その年に70歳を迎えるおひとり暮らしの方、もしくは75歳以上の方々だけで構成されている世帯に茨木市から郵送されてはいますが、どのように活用すればいいのか分からず、そのままになっていることがあるようです。

作成のきっかけとなりましたのは、周知活動を継続している中、ご夫婦お二人暮らしでご主人が倒れられ、理解力が低下している奥様が動揺され、どこに連絡すればいいのか分からなくなり、ご近所の方に助けを求め、救急車を呼ぶことはできましたが、ご家族、担当ケアマネジャーの連絡先や既往歴などが分からず、ご近所の方が対応に苦慮されたというお話を伺い、安心カードの必要性を実感しました。その結果、当センターでも安心カードを作成し、民生委員の方々のご協力を得て、どのように活用していただくのかを説

<p>西谷（大池・中津）</p>	<p>明しながら、約1,000枚以上配布することができました。</p> <p>救急搬送が必要な事象が生じた際、年齢に関係なく、おひとり暮らしの方や、日中独居で認知機能の低下がある方など、障害があっても、駆けつけた救急隊員等に必要な情報を伝えることができ、迅速に対応できるように活用していただくことを目指しています。</p> <p>今後も様々な方々と連携を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる地域づくりの一端を担えるよう、努力いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>続きまして、大池・中津地域包括支援センターの西谷ケンと申します。よろしく申し上げます。着座で失礼します。</p> <p>それでは、当包括センターの取組を報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料は21ページをご覧ください。</p> <p>まず、包括支援センターの周知活動として、出張相談会の定期開催です。</p> <p>事務所近くのイオン店舗内で出張相談会を、年間を通じて定期的に開催できました。この出張相談会では、当包括センター職員に加え、企業や介護事業所の方々の協力が得られたことで、月1回の定期開催が実現でき、相談会を楽しみにしてくださる住民の方も増えたように思います。</p> <p>それに加え、消費者センターや警察から、詐欺被害防止に向けた啓発物を出張相談会で配布することで、総合相談と啓発活動を併せて行うことができたように感じています。</p> <p>次に、介護予防や安否確認を目的に、独居高齢者のための食事会を定期開催することができました。</p> <p>他にも、介護支援専門員の支援を目的に、ケアマネジャー交流会を開催して、ケアマネジャーの意見交換や顔の見える関係づくりが実施できました。</p> <p>ケアマネジャー交流会は、参加されたケアマネジャーにも好評で、今後も継続開催し、ケアマネジャーとの意見交流を継続していく予定です。</p> <p>相談業務関係の報告では、当包括支援センターの昨年度の新規相談件数は1年間で575件で、昨年度と比較して3.6%の増加となっています。新規相談の微増に対して、継続支援を含めた延べ相談件数が減少している結果となっています。</p> <p>相談の内容に関してワンストップで対応し、各関係機関へ紹介すること、職員間で共有し、その後フォローを実施しました。また、認知症に関する相談も増加した一方、成年後見制度に関する相談が減少する結果となっていま</p>
------------------	--

<p>橋本（玉櫛・水尾）</p>	<p>す。</p> <p>今後は、単身世帯や認知症高齢者の増加も見込まれます。成年後見制度の相談をはじめ、虐待ケースなど様々な相談に対応可能な体制ができるよう努力していきます。</p> <p>研修関係として、人生会議、エンディングノート等の活用、大阪弁護士会による意思決定支援、茨木市の虐待対応の3回の研修を通じて、職員のスキルアップに取り組みました。</p> <p>中央圏域地域包括支援センターの合同研修として、年1回、茨木中条包括支援センターと合同研修を実施しています。今回のテーマは、介護支援専門員、病院相談員のスムーズな連携のためということで開催することができました。</p> <p>最後に、包括的・継続的マネジメント支援業務と介護予防ケアマネジメント業務の報告になります。</p> <p>地域ケア会議は、年間で8回開催できています。定期開催をすることで、サービス事業所や各専門職ができるだけ参加していただけるよう計画しました。</p> <p>また、会議参加者以外でも傍聴席を設けることで、多くの方の参加を促し、意見を聴取できる工夫もできたと思っています。</p> <p>また、医療職も定期的に参加しており、医療・介護の相互理解が進むよう、今後も取り組んでいきたいと思っています。</p> <p>今後も昨年度の取組の課題を精査した上で、できていることは質の向上を目指し、改善すべきことは改善に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>続きます、玉櫛・水尾地域包括支援センターの橋本です。着座にて失礼いたします。</p> <p>資料は25ページ、26ページをご覧ください。</p> <p>当包括では、毎月地域の集まりや会議などに参加し、地域住民や地域の担い手と、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。</p> <p>包括の場所が玉櫛小学校前と立地のいいこともあり、気軽に立ち寄ってくださる方が多く、昨年度も多くの相談をしていただくことができました。</p> <p>特に、民生委員、福祉委員の方々の協力が強く、ささいなことでも小まめに連絡をいただける関係性から、早い段階でも状態把握や支援につながっています。</p>
------------------	--

周知活動につきましては、年4回広報紙を作成・配布し、ブログに掲載しております。また、今年度は新たに、高齢者の子供世代にもアプローチできるよう、SNSの活用も開始いたしました。

総合相談につきましては、職員全員で情報共有を行いながら、3職種の専門性を生かして、多様なニーズに応えられるよう努めています。

また、介護保険サービス以外にも、サービス利用手前の人に対して、茨木市発行の「元気！いばらきマップ」や同行訪問事業、ご自身で行える活動などを積極的に案内しています。

他機関との連携も密に行っており、アルコール依存症、多重債務などの複合的課題を抱えるケースの相談がありましたが、市や南保健福祉センター、司法書士事務所、病院など、様々な機関と連携しながら、成年後見制度につなげるなどの支援に当たることができました。

虐待対応につきましても、市や介護支援専門員と協働しながら、迅速な対応に努めています。

昨年度は、高齢者虐待防止の啓発チラシの作成・配布や、他の包括との合同研修会を開催し、実際に介護支援専門員から虐待の通報をしてもらうことにつながりました。

また、障害者相談支援センターからの相談ケースも増加傾向にあります。昨年度は、65歳になり障害者サービスから高齢者サービスへ移行する方の支援方法について、障害者相談支援センターと包括職員で、合同研修会を開催いたしました。

移行時の課題について共有することができ、65歳前の介護保険サービスへと移行する前段階から、包括職員が同行訪問し、介護保険の説明を行う取組へとつなげることができました。

今年度は新たに、エリア内の居宅介護支援事業所にも参加していただき、第2回目として研修交流会を開催しております。今後も連携強化が求められることから、継続して実施することを検討中です。

地域ケア会議につきましては、多種多様な課題を抱えるケースに対して支援力強化の必要性を認識したため、地域課題に焦点を当てた地域課題型地域ケア会議を開催いたしました。

認知症があっても安心して過ごせる、認知症があっても地域の見守りを受けながら活動を続けられるようにするためにはどうすればいいか、他職種や民生委員、福祉委員の方々に参加していただき、意見交換を行いました。

井元会長	<p>それぞれの立場から抱えている課題についての意見を話してもらい、互いに認識することで、認知症があってもその人らしく過ごせるような地域づくりを目指しています。今年度も引き続きネットワーク強化を行い、様々な相談や課題解決に対応できるよう取り組んでまいります。</p> <p>以上になります。ありがとうございました。</p>
山田委員	<p>はい、ありがとうございました。5つの地域包括支援センターの方よりご説明いただきました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見やご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは山田委員、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど、事前意見への回答ということで、高齢者の虐待について伺いました。今、各センターのご報告をお聞きして、高齢者の方の認知症と虐待の関連性が非常に強く、かなり増えてきているように感じます。</p> <p>いつ誰が当事者になるかもしれません。我々高齢者は、ぼけない努力は重ねていますが、周囲から見るとそうでないかもしれないと思います。</p> <p>なので、家族や周りの若い人にも、高齢者の認知症について、より深く理解と認識を持ってもらいたいと思います。</p>
井元会長	<p>当事者になると、慌てふためくものです。私は両親のときそうでした。いまは、二、三十年前のようにまとまった情報が得られにくかった時代と違います。なので、若い人が情報を得られやすいような発信の仕方、例えばYouTubeなどの動画があります。ギブアップする前に、対処方法等について、若い人にも事前の知識を得て準備してほしいと強く感じます。</p> <p>今日の毎日新聞の朝刊に、高齢の親と一緒に住んでいる中高年の方が、親の遺体をそのままに遺棄しているという問題が載っていました。私は事前意見の中に、高齢者とその家族を孤立させないということを書きましたが、痛ましく非常に悲しい事例です。</p> <p>以前、私が民生委員を務めていた時、3年のうちに数件起こりました。定期的に見守り巡回していたのですが気付くことはできませんでした。</p> <p>このような課題は人口動態から考えると増えはしても減ることはありません。情報発信には力を入れていただきたいなと思います。以上です。</p> <p>ありがとうございました。本当に貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>先ほどの地域包括支援センターの皆様方からの報告の中でも、認知症サポーターの養成だとか、あと意識啓発ですね。虐待についても数々の報告をさ</p>

事務局（杉林）	<p>れていたかと思えます。</p> <p>特に若い世代にと、委員よりご意見いただきましたが、たしか常清の里さんでしたか、若い方に彩都のほうで認知症に関する意識啓発の取組をされていたというご報告があったかと思えます。それぞれの取組をまた進めていただきたいと思えます。</p> <p>今のご意見に対しまして、何か事務局より説明はございますでしょうか。</p> <p>認知症の啓発については、委員ご指摘のように、高齢者だけでなくその子供世代、もっと若い世代への働きかけが必要であると認識しております。</p> <p>今後、認知症施策について、もちろん虐待もそうですが、いかにして若いうちから知っていただくような取組みができるか、検討していきたいと思っております。</p>
井元会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、他にご意見やご質問、ございませんでしょうか。</p> <p>はい、それでは、佐田委員、よろしくお願ひいたします。</p>
佐田委員	<p>司法書士の佐田です。ちょっと具体的な質問なんですけど、この資料4の5ページ、常清の里さんのやっておられる介護予防ケアマネジメントの中で「福祉委員と協働し買物支援を継続した」ということですが、具体的にはどのようなことをしているのか、教えていただけますか。ちょっと分かるよう分からなかったの、すみません。</p>
山本（常清の里）	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>こちらですが、豊川地区の福祉委員さんが、社会福祉協議会のコミュニティーカーシェアというのを利用しまして、月に6回、アル・プラザ茨木への買物を送迎するという取組をしてくださっています。地域包括支援センターでは、この予約を取る窓口として連携をさせていただいているのと、登録のときにアセスメントをするということをさせていただいております。それを通して見守り活動ができていると感じております。以上です。</p>
佐田委員 井元会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、他にございませんでしょうか。他にご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>次に、報告案件の5「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令改正に伴う条例改正について」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局（杉林）	<p>それでは、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化に係る省令改正に伴う条例改正についてご説明いたします。お手元の資料は、資料5でございます。</p> <p>現在、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっていることを受けまして、3職種の配置について柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則が改正され、本年4月1日から施行されております。</p> <p>その内容は、大きく分けて2点でございます。</p> <p>1点目は、運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算の方法によることを可能とするものでございます。</p> <p>これに関しましては、従前より厚生労働省局長通知によりまして、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、運営協議会の判断を得た上で経過的に常勤換算より確保することが認められており、本市におきましても、令和5年度の第1回運営協議会にお諮りし、育児介護休業等の期間に限り、常勤換算を認めることとした経過がございますが、今回の改正により、そういった理由ではなくても、運営協議会が必要と認める場合には常勤換算が認められるようになるという、そういうものでございます。</p> <p>2点目は、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の3職種が各センターに最低1名ずつ必要となりますが、改正により、いずれか1職種については、複数のセンターの合算で必要数を満たしていれば足りということになります。</p> <p>例えば、Aというセンターでは社会福祉士が欠けた2名の配置であったとしても、Bというセンターで各職種1名ずつ、さらに社会福祉士を1名追加で計4名の配置であれば、これを認めることができるというものでございます。</p> <p>いずれの変更点も、条例では改正前の国基準に沿ったものでございますので、改正後の国基準に合わせた条例改正が令和6年度末までに求められておりまして、市では年度内の条例改正を予定しておりますことをご報告するものでございます。</p> <p>なお、いずれの変更点も、あくまで運営協議会が必要と認める場合にそういった取扱いが可能となるものでございます。人材確保が困難である現状ではございますが、その適用は慎重にすべきと考えておりますので、事前に市と協議し、具体的な内容を確認した上で、運営協議会にお諮りする予定としております。</p>
---------	--

井元会長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。</p> <p>本多委員、よろしくお願ひいたします。</p>
本多委員	<p>すみません、本多です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ほどの包括のご報告等もちょっと併せてなんですけれども、ご報告の中でも、人員の確保についての記述が多いなと考えながら読んでおりました。大変な中でも、いろんなどころで多方面にご支援を進めていただいて、本当に頭の下がる思いです。</p> <p>そのような中で、人員が不足しているというのは、もう全国的なことなんですけれども、茨木市としてはどのような人員確保に向けての支援策を考えていらっしゃるのか、また実際になされているのかということをお聞きできたらと思います。よろしくお願ひします。</p>
井元会長 事務局（杉林）	<p>それでは、事務局のほうより、よろしくお願ひいたします。</p> <p>加藤委員のご質問へのご回答として申し上げたことと重なるのですが、なかなか人員確保が難しいところ、現時点では市として取組として、今後の物価や人件費の高騰を勘案した上で、できる範囲で委託料の増額ということが検討できるのであれば検討していきたいなとは思っております。ただ、介護保険特別会計というところもありまして、なかなか自由に包括の予算を頂けるといふものではないのですが、できる限りいい方向に検討していきたいなとは考えておるところでございます。</p>
本多委員	<p>ありがとうございます。やはり環境の調整というのはすごく大切だと思いますので、市としても是非、大変なことも多々あると思うんですけれども、力を入れて取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございます。</p>
井元会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にご質問がないようでしたら、この案件については以上とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、報告案件の6「総合相談の一部委託について」に移ります。事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>それでは、総合相談の一部委託についてご説明いたします。お手元の資料は資料6でございます。</p> <p>介護保険法の改正により、法第115条の45第2項第1号に掲げる事</p>

	<p>業、これが地域包括支援センターで行っております総合相談を指すものでございまして、この一部を委託することができるというようになりました。</p> <p>同時に、改正されました法施行規則によりますと、地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ地域包括支援センター運営協議会の意見を聞いた上で市町村長に届け出ることで、総合相談支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者、または社会福祉法人などで市町村が適当と認める者に対し、委託することができるようになりました。</p> <p>一方で、地域包括支援センター設置者と市との委託契約では、事前に書面にて市が承認した場合を除き、委託業務の全部または一部を第三者に委託することはできないという規定になっております。</p> <p>こうした一部委託を円滑に実施するためには、受託事業者が本来業務の傍ら、総合相談業務を行えるだけの人員を配置できるのか、地域包括支援センターと一体的に動いていくことができるのか、慎重に検討した上で判断すべきであると考えております。</p> <p>このため、総合相談事業の委託及び受託を希望する事業者から要請があった場合は、その都度、運営協議会の意見聴取を経て判断することを予定しております。</p>
井元会長	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご質問がないようですので、この案件については以上といたします。</p>
事務局（西浦）	<p>それでは次に、会議次第1の（2）「その他の案件」の①「地域密着型サービス事業所の整備について」に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。</p> <p>長寿介護課の西浦と申します。</p> <p>私からは、第8期計画における地域密着型サービスの整備実績と、第9期計画における整備予定数についてご報告させていただきます。</p> <p>資料7をご覧ください。</p> <p>「1 第8期整備結果」についてご報告させていただきます。</p> <p>表の見方になるんですけれども、予定及び実績に1が記載されている場合は1か所の整備を予定し、実績として整備が完了している、または整備中で</p>

	<p>あることを示しております。</p> <p>それでは、令和3年度から圏域ごとにご報告させていただきます。</p> <p>まず北圏域に小規模特養を1か所、西圏域と南圏域にグループホームを各1か所整備いたしました。</p> <p>南圏域の小規模多機能型居宅介護につきましては、未整備となっております。</p> <p>また、南圏域の小規模特養については、南圏域ではなく令和5年度に東圏域に応募があり、現在整備中となっております。</p> <p>令和4年度です。</p> <p>令和4年度は、東圏域で小規模多機能型居宅介護と、グループホームの募集を行いました。令和4年度にグループホームの応募はありませんで、令和5年度に応募があり、現在整備中となっております。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護については、応募がありませんでした。</p> <p>令和5年度についてです。</p> <p>令和5年度は、西圏域に小規模多機能型居宅介護を1か所整備しました。</p> <p>中央圏域に整備を予定しておりましたグループホームにつきましては、未整備となっております。</p> <p>「2 第9期整備計画」の予定です。</p> <p>令和6年度に小規模多機能型居宅介護を1か所、グループホームを2か所、小規模特養を1か所。令和7年度、令和8年度に小規模多機能型居宅介護及びグループホームを、各年度に1か所ずつ整備する予定としております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
井元会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>特にご質問がないようでしたら、この案件については以上といたします。</p> <p>それでは、その他の案件の②「今後の予定、連絡事項等」に移ります。事務局よりお願いいたします。</p>
事務局（杉林）	<p>はい、それでは、連絡事項が2点ございます。</p> <p>まず、圏域型地域包括支援センターの整備につきまして、現時点で北圏域の地区保健福祉センターの設置場所が未定でございますので、圏域型地域包括支援センターの開設は、最も早い場合で令和7年度となります。</p>

井元会長	<p>設置時期が決まりましたら、プロポーザル方式により運営法人の選考を行う予定としております。</p> <p>続きまして、次回の対面での運営協議会でございますが、現在のところ2月18日の火曜日午後2時から、市役所庁舎内にて開催の方向で調整中でございます。詳細につきましては、決定次第、改めてご連絡させていただきます。また、それまでに事業者指定の案件が上がった場合には、別途書面にて開催することがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次回以降の対面での協議会の開催予定ですが、ただいま事務局より報告いただきましたように、2月18日火曜日の14時より開催予定とのことです。日程等の詳細につきましては、また後日事務局から通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、別途書面での開催も予定いたしておりますので、その都度ご連絡をさせていただきます。</p> <p>それでは、これもちまして、会議を終了させていただきます。</p> <p>皆様、長時間ご協力どうもありがとうございました。</p>
------	---